

令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

1 趣 旨

厚生労働省が「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき実施した令和5年度における対応状況等の調査結果のうち、山梨県の集計結果を公表する。

2 調査の概要

調査方法：養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待について、市町村からの報告に基づき県全体を集計

調査対象：65歳以上の高齢者が被虐待者となった事例

対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

3 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

「相談・通報件数」は25件であり、「虐待の事実が認められた事例件数」は14件で、「被虐待高齢者数」は17人であった。

虐待の種別は、「身体的虐待」が4件、「介護等放棄」が1件、「心理的虐待」が1件、「身体的虐待」及び「介護等放棄」などの複数要因によるケースが7件、不明が1件であった。

表1 相談・通報件数等

	R5年度	R4年度
相談・通報件数	25件	22件
虐待の事実が認められた事例件数	14件	5件
被虐待高齢者数	17人	17人

表2 虐待の事実が認められたと報告があった事例(①～⑭)

事例①

施設種別	特別養護老人ホーム
性別	男性
年齢階級	85～89歳
要介護度	要介護4
虐待の種別	身体的虐待
身体拘束	無
虐待を行った従事者の職種	介護職(介護福祉士か不明)
虐待に対して行った措置	事実確認、指導、改善計画の提出依頼

事例②

施設種別	認知症対応型共同生活介護			
性別	女性	女性	女性	女性
年齢階級	85~89歳	90~94歳	不明	不明
要介護度	要介護4	要介護3	不明	不明
虐待の種別	身体的虐待 介護等放棄 心理的虐待			
	無			
	介護職(介護福祉士以外)			
虐待に対して行った措置	事実確認、指導、改善計画の提出依頼			

事例③

施設種別	小規模多機能型居宅介護等
性別	女性
年齢階級	90~94歳
要介護度	要介護2
虐待の種別	身体的虐待
	心理的虐待
身体拘束	無
虐待を行った従事者の職種	介護職(介護福祉士)
虐待に対して行った措置	事実確認、指導、改善計画の提出依頼、従事者等への注意・指導

事例④

施設種別	特別養護老人ホーム
性別	男性
年齢階級	65~69歳
要介護度	要介護3
虐待の種別	身体的虐待
	性的虐待
身体拘束	無
虐待を行った従事者の職種	介護職(介護福祉士)
虐待に対して行った措置	事実確認、指導、改善計画の提出依頼、従事者等への注意・指導

事例⑤

施設種別	認知症対応型共同生活介護
性別	女性
年齢階級	85~89歳
要介護度	要介護4
虐待の種別	身体的虐待
	無
虐待を行った従事者の職種	介護職(介護福祉士か不明)
虐待に対して行った措置	事実確認、立入検査、改善勧告、改善計画の提出依頼

事例⑥

施設種別	特別養護老人ホーム
性別	男性
年齢階級	100歳以上
要介護度	要介護5
虐待の種別	身体的虐待
	介護等放棄
身体拘束	無
虐待を行った従事者の職種	介護職(介護福祉士)
虐待に対して行った措置	事実確認、立入検査、改善勧告、改善計画の提出依頼

事例⑦

施設種別	(介護付き)有料老人ホーム
性別	女性
年齢階級	70~74歳
要介護度	要介護2
虐待の種別	介護等放棄
	無
虐待を行った従事者の職種	不明
虐待に対して行った措置	事実確認、立入検査、指導、改善計画の提出依頼、改善報告書の提出依頼

事例⑧

施設種別	介護老人保健施設
性別	男性
年齢階級	90~94歳
要介護度	要介護3
虐待の種別	身体的虐待
	心理的虐待
身体拘束	無
虐待を行った従事者の職種	不明
虐待に対して行った措置	事実確認、立入検査

事例⑨

施設種別	(住宅型)有料老人ホーム
性別	男性
年齢階級	75~79歳
要介護度	要介護5
虐待の種別	介護等放棄 心理的虐待
身体拘束	無
虐待を行った従事者の職種	不明
虐待に対して行った措置	立入検査、改善命令、改善報告書の提出依頼

事例⑩

施設種別	認知症対応型共同生活介護
性別	女性
年齢階級	80~84歳
要介護度	要介護3
虐待の種別	身体的虐待
身体拘束	無
虐待を行った従事者の職種	介護職(介護福祉士)
虐待に対して行った措置	事実確認、指導、改善計画の提出依頼

事例⑪

施設種別	特別養護老人ホーム
性別	女性
年齢階級	85~89歳
要介護度	要介護4
虐待の種別	身体的虐待
身体拘束	無
虐待を行った従事者の職種	介護職(介護福祉士か不明)
虐待に対して行った措置	事実確認、指導、立入検査、改善勧告

事例⑫

施設種別	介護老人保健施設	
	女性	女性
性別	女性	女性
年齢階級	95~99歳	95~99歳
要介護度	要介護3	要介護1
虐待の種別	介護等放棄 心理的虐待	
身体拘束	無	
虐待を行った従事者の職種	介護職(介護福祉士か不明)	介護職(介護福祉士)
虐待に対して行った措置	事実確認、指導、改善計画の提出依頼、従事者等への注意・指導、立入検査、改善勧告	

事例⑬

施設種別	特別養護老人ホーム
性別	
年齢階級	
要介護度	
虐待の種別	被虐待者未(不)特定の事例
身体拘束	
虐待を行った従事者の職種	
虐待に対して行った措置	事実確認、立入検査、改善勧告、改善計画の提出依頼

事例④

施設種別	(住宅型)有料老人ホーム	
性別	女性	
年齢階級	85~89歳	
要介護度	要介護4	
虐待の種別	心理的虐待	
身体拘束	無	
虐待を行った従事者の職種	看護職	介護職(介護福祉士か不明)
虐待に対して行った措置	事実確認、立入検査、指導	

4 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報件数等

「相談・通報件数」は186件、「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断された事例数(以下「虐待判断事例数」という。)」は92件で、「被虐待高齢者数」は93人であった。

表3 相談・通報件数

	R5年度	R4年度
相談・通報件数	186件	185件
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断された事例件数	92件	91件
被虐待高齢者数	93人	96人

(2) 相談・通報者

「介護支援専門員」が35.8%と最も多く、次いで「警察」が14.0%、「家族・親族」と「当該市町村行政職員」が10.4%であった。

表4 相談・通報者(複数回答)

(単位:人)

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	合計
R5年度	69 35.8%	12 6.2%	13 6.7%	7 3.6%	2 1.0%	14 7.3%	20 10.4%	1 0.5%	20 10.4%	27 14.0%	8 4.2%	193 100.0%
R4年度	75 36.6%	14 6.8%	12 5.9%	10 4.9%	1 0.5%	14 6.8%	21 10.2%	3 1.5%	5 2.4%	37 18.0%	13 6.4%	205 100.0%

(注)1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は表3の相談・通報件数と一致しない。

(3) 事実確認の状況

「事実確認調査を行った事例」は188件であった。「事実確認調査を行った事例」のうち187件が「立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例」であり、その内訳は、「訪問調査を行った事例」が139件、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が48件であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった187件では0日であり、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値については、回答のあった94件では4日であった。

表5 相談・通報に関する事実確認の状況

(単位:件)

	R5年度	R4年度
事実確認調査を行った事例	188 (97.9%)	177 (93.7%)
立入調査以外の方法により調査を行った事例	187 (97.4%)	172 (91.0%)
訪問調査を行った事例	139	131
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	48	41
立入調査により調査を行った事例	1 (0.5%)	5 (2.6%)
警察が同行した事例	1	4
援助要請をしなかった事例	0	1
事実確認調査を行っていない事例	4 (2.1%)	12 (6.3%)
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	2	6
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	2	6
合計	192 100.0%	189 100.0%

表6 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

(単位:件)

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21日以上	合計
R5年度	107	25	8	23	16	3	5	187
R4年度	97	18	12	20	12	9	9	177

中央値 R5年度:0日(即日)、R4年度:0日(即日)

(注)事実確認開始までの期間には、前年度以前に相談・通報があったもののうち、当該年度に入って事実確認を行ったものが含まれ、合計件数は表3の相談・通報件数と一致しない。また、当該年度に通報があったものの、事実確認が翌年度となったものは件数に含まれない。

表7 相談・通報の受理から虐待確認までの期間

(単位:件)

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21日以上	合計
R5年度	32	5	1	17	15	9	15	94
R4年度	30	5	6	8	20	11	11	91

中央値 R5年度:4日、R4年度:5日

(注)当該年度に通報があったものの、虐待確認が翌年度となったものは件数に含まれない。

(4) 虐待の発生要因

最も回答が多い要因は「被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」の68.5%、次いで(虐待者の)「介護疲れ・介護ストレス」の67.4%、次いで(虐待者の)「理解力の不足や低下」の65.2%であった。

表8 虐待の発生要因(複数回答)

(単位:件)

		R5		R4	
		件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)
虐待者側の要因	a) 虐待者の介護疲れ・介護ストレス	62	(67.4%)	61	(67.0%)
	b) 虐待者の介護力の低下や不足	52	(56.5%)	58	(63.7%)
	c) 虐待者の孤立・補助介護者の不在等	41	(44.6%)	46	(50.5%)
	d) 虐待者の「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	17	(18.5%)	8	(8.8%)
	e) 虐待者の知識や情報の不足	59	(64.1%)	61	(67.0%)
	f) 虐待者の理解力の不足や低下	60	(65.2%)	58	(63.7%)
	g) 虐待者の虐待者の外部サービス利用への抵抗感	24	(26.1%)	24	(26.4%)
	h) 虐待者の障害・疾病	32	(34.8%)	28	(30.8%)
	i) 虐待者の障害疑い・疾病疑い	33	(35.9%)	32	(35.2%)
	j) 虐待者の精神状況が安定しない	51	(55.4%)	49	(53.8%)
	k) 虐待者のひきこもり	4	(4.3%)	12	(13.2%)
	l) 被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	63	(68.5%)	56	(61.5%)
	m) 家族環境(生育歴・虐待の連鎖)	21	(22.8%)	34	(37.4%)
	n) 他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりづらさ	38	(41.3%)	48	(52.7%)
	o) 虐待者の飲酒の影響	7	(7.6%)	11	(12.1%)
	p) 依存(アルコール、ギャンブル、関係性等)	7	(7.6%)	7	(7.7%)
	q) 虐待者側のその他の要因	4	(4.3%)	3	(3.3%)
被虐待者の状況	a) 被虐待高齢者の認知症の症状	47	(51.1%)	51	(56.0%)
	b) 被虐待者の精神障害(疑い含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	44	(47.8%)	29	(31.9%)
	c) 被虐待高齢者の身体的自立度・認知機能の低下(認知症の症状含む)	50	(54.3%)	59	(64.8%)
	d) 被虐待高齢者の排泄介助の困難さ	27	(29.3%)	40	(44.0%)
	e) 被虐待高齢者が外部サービスの利用に抵抗感がある	23	(25.0%)	25	(27.5%)
	f) 虐待者の障害・疾病	38	(41.3%)	49	(53.8%)
	g) 虐待者の障害疑い・疾病疑い	6	(6.5%)	18	(19.8%)
	h) その他	1	(1.1%)	3	(3.3%)
家庭の要因	a) 経済的困窮・債務(経済的問題)	42	(45.7%)	45	(49.5%)
	b) 家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	28	(30.4%)	20	(22.0%)
	c) (虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	33	(35.9%)	45	(49.5%)
	d) (虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	19	(20.7%)	23	(25.3%)
	e) 家庭におけるその他の要因	3	(3.3%)	5	(5.5%)
その他	a) ケアサービスの不足の問題	22	(23.9%)	19	(20.9%)
	b) ミスマッチ等のマネジメントの問題	8	(8.7%)	7	(7.7%)
	c) その他	1	(1.1%)	4	(4.4%)

(注)複数回答のあった要因を集計しているため、表3の「虐待判断事例数」要因件数は一致しない。

(5) 虐待の内容

ア 虐待の種別

「身体的虐待」が69.9%と最も多く、次いで「心理的虐待」が37.6%、「経済的虐待」が16.1%であった。

表9 虐待の種別(複数回答)

(単位:人)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
R5年度	65 (69.9%)	14 (15.1%)	35 (37.6%)	0 (0.0%)	15 (16.1%)
R4年度	62 (64.6%)	18 (18.8%)	33 (34.4%)	0 (0.0%)	14 (14.6%)

【参考】虐待の具体的内容(主なもの)

種別	主な具体的な内容
身体的虐待	暴力的行為、乱暴な扱い、身体の拘束
介護放棄	生活援助全般を行わない、水分・食事摂取の放任、希望・必要とする介護サービスの制限
心理的虐待	暴言・威圧・侮辱・脅迫、無視・訴えの否定や拒否
性的虐待	性行為の強要・性的暴力
経済的虐待	年金の取り上げ、必要な費用の不払い、預貯金・カード等の不当な使い込み

イ 虐待の程度の深刻度

4段階評価で、「軽度」の割合が59.7%、「中度」の割合が22.6%という結果となった。

表10 虐待の程度(深刻度)

(単位:人)

	1 (軽度)	2 (中度)	3 (重度)	4 (最重度)	合計
R5年度	37 59.7%	14 22.6%	8 12.9%	3 4.8%	62 100%
R4年度	17 36.2%	13 27.7%	10 21.3%	7 14.9%	47 100%

(注)調査対象年度内に虐待と判断された事例のうち、「複数名で判断したケースのみカウントしているため、表3の被虐待高齢者数(93人)と一致しない

【参考】虐待の深刻度区分

4(最重度)	虐待によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。
3(重度)	虐待によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている。生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
2(中度)	虐待が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
1(軽度)	本人意思を無視した行為や介護者の都合に合わせたケアが行われている。制度やサービス等の導入・見直し等の検討が必要な状態。

(6) 被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢

性別では、「女性」が75.3%、「男性」が24.7%と「女性」が全体の7割超を占めていた。年齢階級別では、「80~84歳」が24.7%と最も多く、次いで「75~79歳」が19.4%であり、全体の7割超が75歳以上であった。

表11 被虐待高齢者の性別 (単位:人)

	R5年度	R4年度
男性	23 (24.7%)	21 (21.9%)
女性	70 (75.3%)	75 (78.1%)
合計	93 100.0%	96 100.0%

(注)調査対象年度内に虐待と判断された事例における
被虐待者について集計

表12 被虐待高齢者の年齢 (単位:人)

	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90歳以上	不明	合計
R5年度	8 (8.6%)	15 (16.1%)	18 (19.4%)	23 (24.7%)	15 (16.1%)	14 (15.1%)	0 (0.0%)	93 (100.0%)
R4年度	5 (5.2%)	14 (14.6%)	14 (14.6%)	23 (24.0%)	25 (26.0%)	15 (15.6%)	0 (0.0%)	96 (100.0%)

要介護認定の状況

介護保険の利用状況としては、「要介護認定 認定済み」が68.8%であった。また、「要介護認定未申請」は23.7%であった。

表13 被虐待高齢者の要介護認定の状況 (単位:人)

	R5年度	R4年度
要介護認定 未申請	22 (23.7%)	15 (15.6%)
要介護認定 申請中	5 (5.4%)	3 (3.1%)
要介護認定 認定済み	64 (68.8%)	75 (78.1%)
要介護認定 非該当(自立)	1 (1.1%)	3 (3.1%)
不明	1 (1.1%)	0 (0.0%)
合計	93 100.0%	96 100.0%
要介護認定 申請中・認定済み(再掲)	69 (74.2%)	78 (81.3%)

イ 要介護認定者の状況

要介護認定者64人における要介護状態区分は、「要介護2」が28.1%と最も多く、次いで、「要介護3」が26.6%、「要介護1」が20.3%であった。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度の「自立度Ⅱ以上」は81.3%、障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)の「寝たきり度A以上」は84.4%であった。

表14 要介護認定者の要介護状態区分 (単位:人)

	R5年度	R4年度
要支援1	1 (1.6%)	2 (2.7%)
要支援2	8 (12.5%)	4 (5.3%)
要介護1	13 (20.3%)	12 (16.0%)
要支援2	18 (28.1%)	17 (22.7%)
要支援3	17 (26.6%)	18 (24.0%)
要支援4	5 (7.8%)	15 (20.0%)
要支援5	1 (1.6%)	7 (9.3%)
不明	1 (1.6%)	0 (0.0%)
合計	64 100.0%	75 100.0%
要介護3以上(再掲)	23 (35.9%)	40 (53.3%)

表15 要介護認定者の認知症日常生活自立度 (単位:人)

	R5年度	R4年度
自立又は認知症なし	3 (4.7%)	4 (5.3%)
自立度Ⅰ	8 (12.5%)	15 (20.0%)
自立度Ⅱ	23 (35.9%)	34 (45.3%)
自立度Ⅲ	27 (42.2%)	14 (18.7%)
自立度Ⅳ	2 (3.1%)	5 (6.7%)
自立度M	0 (0.0%)	2 (2.7%)
認知症はあるが自立度不明	0 (0.0%)	1 (1.3%)
認知症の有無が不明	1 (1.6%)	0 (0.0%)
合計	64 100.0%	75 100.0%
自立度Ⅱ以上(再掲)	52 (81.3%)	55 (73.3%)

※区分については、18ページ「用語解説」を参照のこと。

表16 要介護認定者の障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度) (単位:人)

	R5年度	R4年度
自立	2 (3.1%)	0 (0.0%)
日常生活自立度(寝たきり度)J	8 (12.5%)	12 (16.0%)
日常生活自立度(寝たきり度)A	37 (57.8%)	26 (34.7%)
日常生活自立度(寝たきり度)B	14 (21.9%)	25 (33.3%)
日常生活自立度(寝たきり度)C	3 (4.7%)	12 (16.0%)
不明	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	64 100.0%	75 100.0%
日常生活自立度(寝たきり度)A以上(再掲)	54 (84.4%)	63 (84.0%)

※区分については、19ページ「用語解説」を参照のこと。

表17 要介護認定者の介護保険サービス利用状況 (単位:人)

	R5年度	R4年度
介護サービスを受けている	54 (84.4%)	61 (81.3%)
過去受けていたが判断時点では受けていない	1 (1.6%)	1 (1.3%)
過去も含め受けていない	9 (14.1%)	13 (17.3%)
不明	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	64 100.0%	75 100.0%

(7) 虐待を行った養護者(虐待者)の状況

ア 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況

「虐待者とのみ同居」が62.4%と最も多く、次いで「虐待者及び他家族と同居」が25.8%と、被虐待者の8割以上が虐待者と同居していることが判明した。

表18 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況 (単位:人)

	虐待者とのみ同居	虐待者および 他家族と同居	虐待者と別居	その他	合計
R5年度	58 (62.4%)	24 (25.8%)	10 (10.8%)	1 (1.1%)	93 100.0%
R4年度	43 (44.8%)	38 (39.6%)	13 (13.5%)	2 (2.1%)	96 100.0%

イ 被虐待高齢者の家族形態

「未婚の子と同居」が29.0%と最も多く、次いで「配偶者と離別・死別等した子と同居」が18.3%、「夫婦のみ世帯」17.2%と続いた。

表19 被虐待高齢者の家族形態

(単位:人)

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	合計
R5年度	4 (4.3%)	16 (17.2%)	27 (29.0%)	17 (18.3%)	14 (15.1%)	15 (16.1%)	93 100.0%
R4年度	3 (3.1%)	20 (20.8%)	39 (40.6%)	13 (13.5%)	12 (12.5%)	9 (9.4%)	96 100.0%

(注)・調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計。

ウ 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄

被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が44.9%と最も多く、次いで「娘」の16.3%、「夫」の13.3%であった。

表20 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄

(単位:人)

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	合計
R5年度	13 (13.3%)	8 (8.2%)	44 (44.9%)	16 (16.3%)	6 (6.1%)	2 (2.0%)	5 (5.1%)	1 (1.0%)	3 (3.1%)	98 100.0%
R4年度	20 (19.8%)	3 (3.0%)	45 (44.6%)	21 (20.8%)	5 (5.0%)	1 (1.0%)	2 (2.0%)	2 (2.0%)	2 (2.0%)	101 100.0%

(注)調査対象年度内に虐待と判断された事例における虐待者の延べ人数

エ 虐待者の年齢

虐待者の年齢階級別は、「50～59歳」が35.7%と最も多く、次いで「40～49歳」が17.3%、次いで「70～74歳」が14.3%であった。

表21 虐待者の年齢

(単位:人)

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
R5 年度	0 (0.0%)	1 (1.0%)	0 (0.0%)	17 (17.3%)	35 (35.7%)	6 (6.1%)	8 (8.2%)	14 (14.3%)	8 (8.2%)	3 (3.1%)	2 (2.0%)	0 (0.0%)	4 (4.1%)	98 100.0%
R4 年度	0 (0.0%)	1 (1.0%)	3 (3.0%)	13 (12.9%)	35 (34.7%)	15 (14.9%)	8 (7.9%)	4 (4.0%)	9 (8.9%)	5 (5.0%)	6 (5.9%)	0 (0.0%)	2 (2.0%)	101 100.0%

(注)虐待者については、調査対象年度内に虐待と判断された事例における延べ人数。

(8) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

ア 分離の有無

虐待への対応として、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」は30.7%であった。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は46.5%であった。

表22 虐待への対応策としての分離の有無

(単位:人)

	R5年度	R4年度
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	31 (30.7%)	30 (25.9%)
被虐待者と虐待者を分離していない事例	47 (46.5%)	59 (50.9%)
現在対応について検討・調整中の事例	2 (2.0%)	2 (1.7%)
虐待判断時点で既に分離状態の事例 (別居、入院、入所等)	18 (17.8%)	19 (16.4%)
その他	3 (3.0%)	6 (5.2%)
合計	101 100.0%	116 100.0%

(注)合計人数は、本調査の対象となったすべての虐待判断事例について集計しているため、表3および表7の数と一致しない。

イ 分離を行った事例の対応

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が51.6%と最も多く、次いで「緊急一時保護」と「医療機関への一時入院」が12.9%、「上記以外の住まい・施設等の利用」が9.7%であった。

表23 分離を行った事例の対応の内訳

(単位:人)

	R5年度		R4年度		面会制限を行った事例(内数)
	人数	構成割合(%)	人数	構成割合(%)	
契約による介護保険サービスの利用	16	(51.6%)	2	9 (30.0%)	2
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	1	(3.2%)	1	5 (16.7%)	1
緊急一時保護	4	(12.9%)	3	4 (13.3%)	2
医療機関への一時入院	4	(12.9%)	0	7 (23.3%)	2
上記以外の住まい・施設等の利用	3	(9.7%)	1	2 (6.7%)	0
虐待者を高齢者から分離(転居等)	2	(6.5%)	0	2 (6.7%)	0
その他	1	(3.2%)	0	1 (3.3%)	0
合計	31	100.0%	7	30 100.0%	7

ウ 分離していない事例の対応の内訳

表 22 中、「分離していない事例」47人における対応は、「養護者に対する助言・指導」が76.6%と最も多く、次いで、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が36.2%であった。

表24 分離していない事例の対応の内訳(複数回答)

(単位:人)

	R5年度		R4年度	
	人数	構成割合 (%)	人数	構成割合 (%)
経過観察(見守り)	7	(14.9%)	12	(20.3%)
養護者に対する助言・指導	36	(76.6%)	43	(72.9%)
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	4	(8.5%)	3	(5.1%)
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	4	(8.5%)	3	(5.1%)
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	17	(36.2%)	18	(30.5%)
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	3	(6.4%)	4	(6.8%)
その他	6	(12.8%)	8	(13.6%)

(注)「その他」の内訳としては、医療受診、ケアマネージャーとの連携、保健所、警察と状況の共有等。

エ 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度の「利用開始済み」が8人、「利用手続き中」が3人であり、これらを合わせた11人のうち「市町村長申立の事例」は5人であった。また、「日常生活自立支援事業の利用」は2人であった。

表25 権利擁護に関する対応

(単位:人)

	R5年度	R4年度
成年後見制度 利用開始済み	8	6
成年後見制度 利用手続き中	3	7
合計	11	13
(内数) 市町村長申立の事例	5	8

日常生活自立支援事業の利用	2	3
---------------	---	---

5 虐待等による死亡事例

(1) 事件形態及び加害者－被害者の関係

養護者による事例で、被養護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例は、「養護者のネグレクトによる致死」が1件で、被害者は1人であった。

表26 事件形態

(単位:人)

	R 5 年度
養護者による被養護者の殺人	0 (0.0%)
養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死	0 (0.0%)
養護者のネグレクトによる被養護者の致死	1 (100.0%)
心中(養護者、被養護者とも死亡)	0 (0.0%)
その他	0 (0.0%)
合計	1 100.0%

表27 加害者の被害者からみた続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	合計
R 5 年度	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 100.0%

(2) 被害者・加害者の特徴

ア 被害者の状況

被害者の性別は、「女性」であり、年齢は、「65～69歳」、被害者の要介護度は、未申請のため「不明」であった。

表28 被害者性別

(単位:人)

	男性	女性	合計
R 5 年度	0 (0.0%)	1 (100.0%)	1 100.0%

表29 被害者年齢

(単位:人)

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
R 5 年度	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 100.0%

表30 被害者の要介護度
(単位:人)

	R5年度
要支援1	0 (0.0%)
" 2	0 (0.0%)
要介護1	0 (0.0%)
" 2	0 (0.0%)
" 3	0 (0.0%)
" 4	0 (0.0%)
" 5	0 (0.0%)
自立	0 (0.0%)
未申請	1 (100.0%)
合計	1 100.0%

表31 被害者の被害者の認知症の有無
(単位:人)

	R5年度
あり	1 (100.0%)
なし	0 (0.0%)
不明	0 (0.0%)
合計	1 (100.0%)

表32 認知症高齢者の日常生活自立度
(単位:人)

	R5年度
自立度I	0 (0.0%)
自立度II	0 (0.0%)
自立度III	0 (0.0%)
自立度IV	0 (0.0%)
自立度M	0 (0.0%)
介護保険未申請のため不明	1 (100.0%)
合計	1 100.0%
自立度II以上(再掲)	0 (0.0%)

表33 日常生活自立度(寝たきり度)
(単位:人)

	R5年度
自立	0 (0.0%)
J	0 (0.0%)
A	0 (0.0%)
B	0 (0.0%)
C	0 (0.0%)
介護保険未申請のため不明	1 (100.0%)
合計	1 100.0%
A以上(再掲)	0 (0.0%)

(注)表32・表33の区分については、18~19ページ「用語解説」を参照のこと。

イ 家庭の状況

被害者と加害者の同別居関係をみると、「加害者とのみ同居」であった。

家族形態は、「その他」であった。

表34 被害者と加害者の同別居関係(被害者からみて) (単位:人)

	加害者とのみ 同居	加害者及び 他家族と同居	加害者と別居	その他	合計
R5 年度	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 100.0%

表35 家族形態

(単位:人)

	単独世帯	夫婦のみ 世帯	未婚の子と 同居	配偶者と 離別・死別等 した子と同居	子夫婦と同居	その他	合計
R5 年度	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	1 100.0%

ウ 加害者の状況

加害者の性別は、「男性」であり、年齢は、「70～74歳」であった。

表36 加害者性別 (単位:人)

	男性	女性	合計
R5 年度	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 100.0%

表37 加害者年齢

(単位:人)

	40歳未満	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90歳 以上	不明	合計
R5 年度	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 100.0%

表38 加害者以外の他の養護者の有無

(単位:人)

	あり	なし	不明	合計
R5 年度	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 100.0%

エ 事件前の行政サービス等の利用

事件前の状況については、「介護保険サービスの利用」、「医療機関の利用」、「行政への相談」ともに行われていなかった。

事件前の行政機関による対応(虐待(疑い)情報等の取得)はなされておらず、高齢者虐待防止法第11条に基づく立入調査が実施された事例は1件である。

表39 事件前の行政サービス利用状況等

(単位:人)

	あり	なし・不明	合計
事件前の介護サービスの利用	0 (0.0%)	1 (100.0%)	1 100.0%
事件前の医療機関の利用	0 (0.0%)	1 (100.0%)	1 100.0%
事件前の行政への相談	0 (0.0%)	1 (100.0%)	1 100.0%

表40 事件前の行政機関による何らかの対応及び立入調査(高齢者虐待防止法第11条)の有無
(単位:人)

	あり	なし	合計
事件前の行政機関の対応 (虐待(疑い)情報等の取得)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	1 (100.0%)
立入調査(法第11条)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)

オ 事案の事後検証及び再発防止策の実施状況

発生した死亡事案の1件について、事後検証・振り返り作業を実施するか検討中であり、また、再発防止策は実施していない。

表41 事案の事後検証 (単位:人)

	人数
実施した(予定を含む)	0 (0.0%)
実施するか検討中	1 (100.0%)
実施していない	0 (0.0%)
合計	1

表42 再発防止策の実施 (単位:件)

	件数
実施した	0 (0.0%)
現在計画中	0 (0.0%)
実施していない	1 (100.0%)
合計	1

【用語解説】

「養介護施設従事者等」

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設(地域密着型施設も含む)、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」

「高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

「認知症高齢者の日常生活自立度」

判定の基準等

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
IIa	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理など、それまでできたことにミスが目立つ等
IIb	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行動等
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIIIaと同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIaと同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」

判定の基準

生活自立	ランクJ	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランクA	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランクB	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。 1. 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車椅子に移乗する
	ランクC	1日中ベッドの上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する。 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力で寝返りもうてない

※判定に当たっては、補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない

【留意事項】

割合(%)は四捨五入しているので、内訳の合計が100%に合わない場合がある。